

令和2年7月29日以降に適用する

1. 新型コロナウイルス感染症拡大防止にかかる滋賀県立大学活動レベルについて
2. 新型コロナウイルス感染症拡大防止にかかる大学活動レベルに応じた行動基準について

を定めましたのでお知らせします。

なお、適用する活動レベルについては改めてお知らせします。

1. 新型コロナウイルス感染症拡大防止にかかる滋賀県立大学活動レベルについて（令和2年7月29日以降適用）

大学活動レベル		0	1	2	3	4	5
概要		通常どおりの活動が可能 な状態	滋賀県では感染が一定 抑制されているが、3 密に注意して活動すべ き状態	滋賀県の近隣府県で緊 急事態宣言は発令され ていないが、感染拡大 の恐れがある状態	滋賀県の近隣府県で緊 急事態宣言が発令され る状態	滋賀県に緊急事態宣 言が発令されている状 態	本学教職員、学生また は関係者が感染し、学 内に立ち入った状態
滋賀県	ステージ	－	注意ステージ	警戒ステージ		特別警戒ステージ	
	緊急事態宣言	－	－	無		有	
近隣府県	緊急事態宣言	－	無	－	有	－	
本学教職員・学生	感染後立入有	－	－	－	－	－	○

1 新型コロナウイルス感染拡大防止に係る大学活動レベルについて滋賀県のステージ、近隣府県の緊急事態宣言の有無等を参考にして理事長が定める。

上記の表はこれをまとめたものである。

2 本学教職員、学生または関係者が感染し大学構内に立ち入っている場合は、それまでの大学活動レベルにかかわらず「5」に移行する。

3 大学活動レベルは全体または活動区分で決定するものとするが、大学の状況等も鑑みて柔軟に行うものとする。

2. 新型コロナウイルス感染症拡大防止にかかる大学活動レベルに応じた行動基準について

活動区分 大学活動レベル	1. 教育	2. 教員活動および 学生の研究活動	3. 大学職員	4. 会議・行事	学生		7. 出張・旅行	8. 学外者(受験生含 む)の入構制限	9. 大学施設貸付
	(講義、演習、 実験・実習)				5. 大学への登校	6. 課外活動			
0	通常通り	通常通り	通常通り	通常通り	通常通り	通常通り	通常通り	通常通り	通常通り
1	感染防止対策を講じて 対面実施	・感染防止対策を講じて 実施 ・感染予防チェックリス トの徹底 ・在宅研究可	・感染防止対策を講じて 通常勤務 ・在宅勤務可	・感染防止対策を講じて 実施 ・会議行事とも対面可 ・会議特別継続 ・行事は規模・内容を検 討して判断	感染防止対策を講じて 可	感染防止対策を講じて 可	・感染防止対策を講じて 可（リスクの高い地域へ の出張・旅行は注意） ・海外渡航は外務省海外 安全HPに従う。	・感染防止対策を講じて 入構可 ・図書館情報むかは学内者 のみ利用可	・令和2年度の外部貸出 は原則実施しない。
2	・感染症対策を講じて対 面実施 ・状況により遠隔授業	・最小限の研究活動 ・在宅研究可 ・新規研究不可	・在宅勤務、時差出勤推 奨 ・別室勤務推奨	・会議等は特例に従う。 ・行事は原則オンライン	・対面実施される授業 ・許可された研究室入 室、研究指導のみ登校可	原則不可	・感染防止対策を講じて 可（リスクの高い地域へ の出張・旅行は注意） ・海外渡航は不可	・感染防止対策を講じて 入構可 ・図書館情報むかは学内者 のみ利用可	不可
3	・原則遠隔授業 ・対面実施は限定	・最小限の研究活動 ・研究指導は限定 ・在宅研究推奨、緊急事 態宣言区域教員は在宅研 究	・在宅勤務、時差出勤推 奨 ・別室勤務推奨 ・緊急事態宣言区域から の通勤不可	・会議等は特例に従う。 ・行事はオンライン開催 できないものは中止	・対面実施される授業 ・許可された研究室入 室、研究指導のみ登校可 の登校不可	不可	・緊急事態宣言地域への 不要不急の出張・旅行は 原則禁止、その他地域へ は自粛 ・海外渡航は不可	・緊急事態宣言地域から の入構不可	不可
4	・遠隔授業 ・遠隔対応できない授業 は休講	・機能維持のため最小限 の研究活動のみ可 ・在宅研究活動	・在宅勤務 ・大学機能維持に必要な 職員のみ出勤	原則不可	登校不可		原則不可	不可	不可
5	立入禁止区域での授業等 は遠隔または休講	立入禁止区域への入構禁 止	・立入禁止区域での勤務 不可 ・区域に応じて大学機能 維持に必要な職員のみ出 勤	不可	立入禁止区域への登校禁 止		不可	不可	不可

1 行動基準は標準的なものであり、状況に応じて柔軟に対応するものとする。